

基幹系情報システム運用保守業務

落札者決定基準

1 本書の目的

本書は、基幹系情報システム運用保守業務に係る総合評価一般競争入札における落札者を選定するための評価基準その他必要な事項について定めるものである。

2 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、入札金額を評価する「価格点」と技術内容を評価する「技術点」の合計点数である「総合評価点」が最も高い者を落札候補者とする。その後、落札候補者について、「個人情報取扱安全管理基準」、「特定個人情報等取扱安全管理基準」（以下、「個人情報取扱安全管理基準等」という。）に適合することを審査し、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

(1) 得点配分

得点配分については以下のとおりとする。

総合評価点(1,000点満点)＝価格点(300点満点)＋技術点(700点満点)

(2) 総合評価点が同点となった場合

総合評価点が同じものが2者以上ある場合、「技術点」が高いものを落札者とする。「技術点」及び「価格点」のいずれも同点の場合は、「入札金額」¹が低いものを落札者とし、「技術点」及び「入札金額」がいずれも同点の場合は、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

(3) 個人情報取扱安全管理基準等に適合しなかった場合

落札候補者が個人情報取扱安全管理基準等に適合しなかった場合、「総合評価点」が次に高い者を新たな落札候補者として審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

¹ 価格点は「4 価格点の算出方法」のとおり、小数点2位以下を四捨五入して求めることから、価格点が同点でも入札金額が異なる場合がある。

3 技術審査の実施主体

本市の技術評価委員会が、技術提案書の内容を審査し、必要に応じてヒアリングを実施の上、「技術点」を決定する。

4 価格点の算出方法

価格点の配点は 300 点とし、以下のとおり算出する。

価格点 = $300 \times (1 - (\text{入札価格} + \text{入札価格の 10\% に相当する額}) / (\text{予定価格} + \text{予定価格の 10\% に相当する額}))$

なお、小数点以下 1 位まで算出し、2 位以下は、四捨五入する。

5 技術点の算出方法

技術点の配点は 700 点とし、以下のとおり評価を行い、算出する。

(1) 評価方法

評価は、別添「評価項目」に基づき、以下に示す採点基準に従って採点する。

(2) 採点基準

ア 採点

技術評価委員会は、入札参加者の提案について別添「評価項目」ごとに以下に示す「技術採点表」に基づき 0 点～5 点の 6 段階で採点する。
標準的な提案を 3 点とし、提案の内容により加点、減点を行う。

技術採点表

提 案 内 容	得点（採点）
特に優れた提案	5 点
優れた提案	4 点
標準的な提案	3 点
標準よりもやや劣る提案	2 点
標準よりも劣る提案	1 点
未記入、要求事項と著しくかけ離れた提案 又は技術評価委員会が理解できない提案	0 点

イ 技術点の算出

当該項目の配点×採点／5 点を当該項目の点数とし、その合計を技術点とする。

(算出例)

配点が 20 点の項目で、採点が 4 点の場合、 $20 \text{ 点} \times 4 / 5 = \underline{16 \text{ 点}}$

(3) 技術点の減点

以下の場合には技術点からそれぞれ 30 点ずつ減点する。ただし、技術点の最低点は 0 点とする。

ア 技術提案書の内容が、仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」に終始する等、必要な説明がなされていない場合

イ 技術提案書の様式が、提案書作成要領等に定められた様式を満たしておらず、その結果として審査に支障を来す場合

ウ 災害や公共交通機関の事故等、止むを得ないと判断される合理的な事由が無く、ヒアリング開始予定時刻に 10 分以上遅れた場合

(4) 端数の処理

小数点以下 1 位まで算出し、2 位以下は、四捨五入する。

6 その他

書類の提出又はヒアリングの出席について、本市の求めに応じない場合は、札幌市契約規則第 11 条第 7 号の入札に関する条件に違反した入札とし、無効とする。